



インターンシップ規程

(総則)

第1条 この規程は、インターンシップについて定める。

(目的)

第2条 インターンシップは、NGOの具体的な業務に従事しながら、国際協力や災害支援を含む支援活動についての理解を深めてもらい、独創性と協調性に富んだ社会人の早期育成を図ることを目的として実施する。

(実施責任者)

第3条 インターンシップの実施責任者は事務局代表とする。

(対象者)

第4条 インターンシップの対象者(以下、「インターン生」という)は、原則として、20歳以上の成年者とする。

(募集人員)

第5条 インターン生の募集人員は、受入れ能力を踏まえて、都度決定する。

(募集方法)

第6条 インターン生は、次の方法で募集する。

- (1) ホームページや Facebook
- (2) 関係者からの紹介
- (3) その他

(提出書類)

第7条 応募者に対して、履歴書や、その他必要と思われる書類の提出を求める。

2 提出された書類は、返却しないものとする。

(選考基準)

第8条 応募者について公正な書類選考を行い、インターン生を決定する。

2 選考の基準は、次のとおりとする。

- (1) インターンシップに対して熱意、意欲のあること。
- (2) インターンシップについて目的意識がはっきりしていること。
- (3) 必要最低限のパソコンのスキル (ワード、エクセル、パワポ、メール等) や SNS を使えること。

3 選考を終えたときは、その結果を応募者に通知する。

(実施時期)

第9条 インターンシップは、JISPの受け入れ体制や応募者の事情に鑑みて都度決定する。

(時間構成)

第10条 インターンシップの時間数は月30時間程度とし、その構成の目安は次のとおりとする。



(1) 時間帯＝午前 10 時～午後 5 時(休憩を除き、正味 6 時間)

(2) 日数＝月 5 日以上

2 上記時間帯の勤務が不可能な場合には、適宜調整する。

(実習内容)

第 11 条 インターン生に教える内容は、次のとおりとする。

(1) 団体の組織の概要

(2) 団体の業務の概要

(3) 特定の業務(広報、ファンドレージング、その他)の概要とその進め方

(業務報告)

第 12 条 インターン生は、所定の様式により業務日誌の記録を行い、月末に JISP のインターンシップ責任者に提出しなければならない。

(実施責任者の業務)

第 13 条 インターンシップ実施責任者の業務は、次のとおりとする。

(1) 実習プログラムの作成

(2) インターンシップの実施

(3) インターン生の指導監督及び勤怠管理

2 実施責任者は、インターンシップの実施について、安全に配慮しなければならない。

(奨励手当)

第 14 条 JISP は、原則として、インターン生に対して次の奨励手当を支給する。

奨励手当 1 時間につき 500 円

2 上記に加え、乙が資金調達活動に著しく貢献した際には、追加で謝金を支払うこともありうる。

(交通費)

第 15 条 インターン生に対し、自宅から事務局または活動地までの交通費を支給する。ただし、1 日当たり往復 1,000 円を限度とする。

(傷害保険)

第 16 条 JISP は、インターン生についてボランティア保険を付保する。保険料は団体が負担する。ただし、自宅から勤務先への勤務途中に起きた事故は補償の対象とならない。

(覚書)

第 17 条 JISP は、インターンシップの開始に当たり、インターン生と覚書を取り交す。

(インターンシップ中止)

第 18 条 前条の覚書に記載されたことに対してインターン生による違反行為があった場合、あるいはインターン生として不適当であると JISP が判断する場合は、即時インターンシップの中止の措置を取ることができる。

(損害賠償)



第19条 インターン生が本インターンシップ実施中に JISP 又は第三者へ損害を与えた場合、インターン生の故意または重過失による場合を除き、第16条で規定するボランティア保険をもって補償に充てるものとする。ただし、当該損害が秘密情報の漏洩に起因する場合には、インターン生は当該損害によって JISP が直接的かつ現実に被った損害の範囲で損害賠償の責を負うものとする。

(評価)

第20条 インターンシップ実施責任者は、インターンシップが終了したときは、インターン生一人ひとりについて、実習態度・姿勢、理解力・判断力および誠実さ等を評価し、インターン生にフィードバックしなければならない。

付 則

(実施期日)

この規程は、2020年3月1日から実施する。